

高松市・庵治町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会会議規程第8条第2項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧請求者)

第2条 何人も、この規程の定めるところにより、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれのある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないものとする。

(閲覧の請求)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧請求書(別記様式)を会長に提出することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び1市1町の所定の場所とし、その時間は、当該事務局又は1市1町の執務時間内とする。

(遵守事項)

第6条 会議録等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、当該職員の指示に従うとともに、会議録等を丁寧に取り扱い、汚損し、破損し、抜き取り、又は紛失してはならない。

(閲覧の中止及び禁止)

第7条 会長は、閲覧者が前条の規定に違反したときは、会議録等の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 6 月 2 日から施行する。

